

令和4年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第258回定例会

10月31日開会

10月31日閉会

第 258 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

令和 4 年 10 月 31 日（月曜日）

出席議員(17名)

1番 小川正人君	2番 佐久間儀郎君
3番 渡邊誠君	4番 星守夫君
5番 村山一夫君	6番 齋藤英之君
7番 管原研治君	8番 渡部英幸君
9番 岡崎隆君	10番 佐久間克明君
11番 遠藤実君	12番 佐藤洋治君
13番 高橋たい子君	14番 大坂三男君
15番 眞壁範幸君	16番 神崎安弘君
17番 菊池修一君	18番 一條功君

説明のため出席した者

理事長 滝口茂君	理事長職務代理者 山田裕一君
理事 黒須貫君	副町長 平間喜久夫君
理事 小関幸一君	理事 齋清志君
理事 大沼克巳君	理事 小山修作君
理事 保科郷雄君	助役 蜂谷洋君
教育長 船迫邦則君	監査委員 佐藤長壽郎君
会計管理者 水戸卓司君	総務課長 阿部和之君
企画財政課長 向山恒雄君	滞納整理課長 半沢正宏君
介護保険課長 大内豊君	業務課長 阿部直樹君
消防長 佐々木保方君	次長 半澤正勝君
管理課長 遠藤次男君	警防課長 阿部和弘君
指令課長 佐藤信浩君	教育次長 加藤雅章君
仙南芸術文化センター館長 玉渕博之君	企画財政課長補佐 犬飼育君
業務課長補佐 佐藤貴之君	

事務局職員出席者

事務局長 阿部浩司君	書記 関場幸江君
------------	----------

## 議事日程

令和4年10月31日（月） 午前10時開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸報告
- 第5 第7号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 第8号議案 令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第9号議案 令和3年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 第10号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第3号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）

午前10時52分 閉会

本日の会議に付した事件

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

第7号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例

第8号議案 令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第9号議案 令和3年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳  
出決算の認定について

第10号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）

第11号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予  
算（第1号）

午前10時 開会

○議長（小川正人君） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして御紹介申し上げます。

去る9月13日に七ヶ宿町長選挙が告示され、その結果、小関幸一さんが無投票で御当選され、引き続き当組合理事に御就任されました。

この際、小関理事に御登壇の上、御挨拶をいただきたいと思います。

○理事（小関幸一君） 皆さん、おはようございます。ただ今御紹介いただきました七ヶ宿町長の小関でございます。私は去る9月18日に執行されました七ヶ宿町長選挙に立候補いたしまして、無投票で当選の荣誉に浴させていただきました。今後は仙南広域発展のために、七ヶ宿の役割、そして私自身も微力ながら努めてまいりたいと存じますので今後ともよろしく御指導、ごべんたつをお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（小川正人君） これより、第258回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により理事長以下関係者の出席を求めています。

ただ今の出席議員数は、18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

---

---

#### 日程第1 議席の指定

○議長（小川正人君） 日程第1、議席の指定を行います。

この度、七ヶ宿町議会議員の改選に伴い、組合格約第5条の規定により、当組合議会議員となられました方々の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、7番管原研治君、8番渡部英幸君を指定いたします。

この際、新たに議員になられた方々を御紹介いたします。

9月30日付けで七ヶ宿町議会議長となられました管原研治君でございます。

○7番（管原研治君） よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（小川正人君） 七ヶ宿町議会選出の渡部英幸君でございます。

○8番（渡部英幸君） 渡部でございます。よろしく願いいたします。（拍手）

---

---

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（小川正人君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、9番岡崎隆君、14番大坂三男君の両君を指名いたします。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（小川正人君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

### 日程第4 諸報告

○議長（小川正人君） 日程第4、諸報告を行います。

先ほど、議席の指定の際に申し上げたように、七ヶ宿町議会議員の改選に伴い、議会運営委員会の委員に欠員が生じたので、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例第4条の規定により、9月30日付けで渡部英幸君を指名選任したので御報告申し上げます。

また、議会運営委員会の副委員長が空席となっておりますが、去る10月21日の議会運営委員会におきまして、大河原町議会選出の佐久間克明委員が選任されております。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、令和3年度の教育に関する事務の点検・評価結果及び監査委員から監査結果の報告がありました。その写しは、お手元にお配りしておりますので、御了承願います。

次に、去る10月21日に開催された決算説明会において要望のありました、組合10か年財政計画の追加資料が提出されました。お手元に配付しておりますので、後ほど御覧ください。

続いて、理事長より報告があります。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 本日ここに、第258回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議をしていただきますことに対し、厚くお礼申し上げます。

行政報告に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。先般行われました七ヶ宿町議会議員選挙に際しまして、めでたく御当選されるとともに、当組合議会議員に選任されました七ヶ宿町の管原研治議員及び渡部英幸議員におかれましては、ただ今、議席の指定を受けられ、改めまして御就任のお祝いを申し上げます。

今後の御協力、御支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、行政報告といたしましては、今年2月の第256回組合議会定例会において令和4年度の施政方針で申し上げた消防署の建て替え整備についてであります。

当組合消防本部は、昭和47年4月の広域消防の発足以来、今日まで50年以上にわたり、圏域住民の安全、安心の確保に努めてまいりました。

その安全、安心を守る拠点施設である消防庁舎ではありますが、平成23年から26年にか

て村田、蔵王、川崎及び丸森出張所の建て替えを行いました。角田及び柴田消防署の庁舎は広域消防の発足前に建設されたものであり、建設から50年以上が経過し、白石及び大河原消防署の庁舎につきましても建設から40年以上が経過しており、建物の老朽化と度重なる地震の影響による建物の強度の低下が懸念されるところであります。

また、消防職員の増員、女性職員の採用により居住スペースが手狭になり、車庫においては、消防車両の安全規格や構造仕様の変化に伴い、庁舎建設時に比べ車両が大型化しており、車両周囲に安全で有効なスペースを確保することが困難となるなど、庁舎の狭あい化が問題となっております。

このようなことから、消防本部内に消防庁舎建設検討準備委員会を設置し、角田、白石、柴田及び大河原消防署に係る庁舎整備の検討を行ってまいりました。

本年4月の理事会において、その結果報告を受け、理事会におきましても、近年多発する自然災害や大規模災害にも対応できる防災拠点となる消防庁舎の整備について協議、検討を行ってまいりました。

そして、本年9月の理事会におきまして、消防庁舎の建て替えに係る基本方針を取りまとめましたので、御報告申し上げます。

はじめに、消防庁舎についてであります。白石消防署におきましては、温泉施設などの高層建築物災害や蔵王連峰の山岳救助、また、蔵王山噴火時の対応力を強化した消防署とするとともに、高速道路の南からの入口にあたることから緊急消防援助隊の受入れ可能な大規模災害時の拠点となる消防署として整備してまいりたいと考えております。

次に、角田消防署におきましては、令和元年東日本台風の経験を踏まえ、水防に力を置いた消防署として、柴田消防署におきましては管内を白石川、阿武隈川が流れることから角田消防署と同様に水防に力を置き、近接する大河原消防署との機能分担を図った消防署として整備することとしております。

次に大河原消防署についてであります。同消防署は仙南地域の中心部に位置することから、特殊車両を運用する消防署として整備するとともに、建て替えに当たりましては、現在と同様に、消防本部及び理事会部局も入った総合庁舎として整備してまいりたいと考えております。

次に、訓練施設についてであります。現在、大河原消防署のみに設置している訓練塔を、それぞれの消防署にも2棟ずつ設置することとし、白石消防署にはその2棟の訓練塔に加え、4階建ての訓練塔1棟を併せて設置し、総合的な訓練を行える施設として整備してまいりたいと考えております。

最後に、消防庁舎建て替えに伴う用地取得についてであります。

消防署の用地につきましては、当該消防署を設置する地元市町において取得していただくこととしておりますので、先般、該当する市町に対し、消防署の建て替えに係る用地取得を依頼したところであります。

今後は、用地取得の状況にもよりますが、角田、白石、柴田、大河原消防署の順番で建て替えを行ってまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、現在、消防指令業務の共同運用について、名取市長、亘理地区行政事務組合管理者亘理町長と私の3首長で協議中であることを付け加えさせていただきたいと思っております。

以上、御報告いたします。

---

---

日程第5 第7号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小川正人君） 日程第5、第7号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第7号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されるなど、育児休業を取得しやすい環境整備が進められたことから、当該条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第7号議案、組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

第7号議案、組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例です。

理事長の提案理由にありますとおり、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されるなど、育児休業を取得しやすい環境整備が進められたことから、当該条例の一部を改正するものであります。

この改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表を用いて説明させていただきたいと思っております。参考資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

はじめに、第2条関係であります。非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するための改正でございます。

引き続き在職した期間が1年以上との要件を削るとともに、子の出生後8週間以内の育児休業の要件を緩和するものでございます。

次に、2ページ後段からの第2条の3及び5ページの第2条の4の改正であります。

第2条の3では、非常勤職員の子が1歳から1歳6か月に達するまでの期間、第2条の4では、非常勤職員の子が1歳6か月から2歳に達するまでの期間において、夫婦交代での育児休業の取得ができるよう柔軟化する改正を行うものであります。

これまでは、育児休業の開始日が1歳到達日の翌日又は1歳6か月に到達日の翌日に限定されているため、夫婦で途中交代できませんでしたが、開始日を柔軟化することで、夫婦が育児休業をいつでも交代で取得できるようにするものであります。

次に、6ページになります。第3条関係です。再度の育児休業取得に係る特別の事情を緩和するものです。

育児休業等計画書により申し出た場合におきまして、育児休業の終了後、3月以上の期間を経過したこととの事情を削除しております。

次に、第3条の2になりますが、5ページの左下にあります、今回の改正で現行条例の第2条の5を削除いたしました。このことから、改めて第3条の2として規定するものです。

次に、第10条関係、7ページの方を御覧いただきたいと思います。育児短時間勤務をする職員が承認請求の際に、任命権者に申し出る計画書を、育児休業等計画書から育児短時間勤務計画書に改めるものです。

次に、第17条関係であります。部分休業を請求することができない職員の要件から、特定職員に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員との要件を削ることとしております。これによりまして、部分休業を請求できる職員の要件を緩和するものです。

次に、8ページ、第21条、第22条関係であります。育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を新たに規定するものです。

最後に、議案書の4ページの附則の方を御覧いただきたいと思います。

この条例は公布の日から施行しようとするものです。

次に、経過措置であります。第10条の改正で、育児短時間勤務をする職員が承認請求の際に、任命権者に申し出る計画書を改めたことから、この条例施行前に、改正前の育児休業等計画書を提出した者に対する経過措置を定めるものであります。

以上で、詳細説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（小川正人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第7号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 第8号議案 令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第9号議案 令和3年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川正人君） 日程第6、第8号議案、令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び第9号議案、令和3年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第8号議案、令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び第9号議案、令和3年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案は、会計管理者より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 水戸会計管理者登壇願います。

○会計管理者（水戸卓司君） それでは、理事長の命によりまして、第8号議案、第9号議案、令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計の歳入歳出決算につきまして、御説明を申し上げます。

決算書を用いまして御説明申し上げますので、はじめに、決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

説明につきましては、歳入歳出の款、項の区分に従いまして、決算の内容、それから実質収支に関する調書について御説明を申し上げます。

はじめに、一般会計の歳入決算でございます。

1款、分担金及び負担金につきましては、収入済額の欄ですが、35億373万1,580円の決算でございます。

うち市町からの負担金は、34億9,724万6,000円で、一般会計の全歳入の72.04%となっております。

続きまして、2款使用料及び手数料につきましては、5億5,448万2,729円の決算でございます。

収入の主なものは、斎苑使用料や、ごみ処理手数料、動物死体焼却手数料、家庭ごみ処理手数料など衛生手数料が主な収入でございまして、2款全体の94.5%となっております。

続きまして、3款国庫支出金につきましては、2,483万6,189円の決算でございます。廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金が主な収入となっております。

続きまして、4款県支出金につきましては、1,235万1,536円の決算でございます。宮城県移譲事務交付金及び市町村振興総合補助金が主な収入となっております。

5款財産収入につきましては、1億351万631円の決算でございます。

主な収入としまして、2項財産売払収入のうち、仙南リサイクルセンター資源回収物売払代が、9,908万6,774円で、5款収入の95.73%を占めており、令和2年度と比較いたしますと、約3,600万円の収入増となっております。

続きまして、6款の繰入金、1億4,660万7,000円の決算でございます。

内訳ですが、財政調整基金繰入金が1億4,216万円、ふるさと市町村圏基金繰入金が444万7,000円でございます。

7款繰越金につきましては、1億502万2,551円の決算でございます。

令和2年度からの事故繰越の繰越財源5,571万7,000円を含む、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、8款の諸収入につきましては、2億608万8,278円の決算でございます。

衛生関係では、仙南クリーンセンター売電収入1億6,269万6,058円及び亘理名取共立衛生処理組合ごみ処理費用負担金が2,063万5,290円、消防関係では、宮城県消防学校などに派遣しております職員の宮城県からの負担金1,521万9,439円が主なものでございます。

9款組合債につきましては、1億9,810万円の決算でございます。

衛生関係では、あぶくま斎苑改良事業及びし尿処理施設延命化事業、消防関係では、普通消防ポンプ自動車や高規格救急自動車購入に係る消防施設整備事業によるものでございます。

以上、歳入合計で、48億5,473万494円の決算となっております。

予算現額と比較いたしますと、3,288万2,644円の増額となっております。これは5款の財産売払収入と8款の仙南クリーンセンター売電収入などにより増となったものでございます。

続きまして、歳出決算でございます。4ページ、5ページをお願いいたします。

1款議会費、2,281万3,576円の決算です。4回の議会定例会、1回の議会臨時会を開催しております。

2款総務費については、1億9,264万9,446円の決算でございます。職員の人件費の他、定例会、臨時会合わせまして、10回の理事会を開催しております。

3款民生費については、6,980万1,949円の決算です。介護認定審査会は212回、市町村審査会は24回開催しております。

4款衛生費でございます。17億523万13円の決算です。

主な支出といたしまして、仙南クリーンセンター運營業務委託料、あぶくま斎苑の空調設備等改良工事でございます。

5款消防費については、21億642万446円の決算でございます。

内訳については、人件費が16億9,026万8,316円で消防費の支出の80%を占めております。人件費以外の主な支出の内容につきましては、大河原消防署配備の梯子付消防自動車分解整備委託、備品購入費では、大河原消防署川崎出張所の普通消防ポンプ自動車、それから白石消防署の高規格救急自動車、角田消防署の資機材搬送車を整備しております。

6款教育費では、1億5,893万3,696円の決算でございます。職員の人件費やAZ9ジュニア・アクターズ養成委託料、それから仙南芸術文化センター特別会計への繰出金1億2,469万円が主な支出となっております。

7款公債費につきましては、元利金あわせて3億6,771万6,095円の決算となっております。

9款災害復旧費では、9,867万8,650円の決算でございます。

1項廃棄物処理施設災害復旧費では、仙南最終処分場における浸出水の運搬処理に係る経費及び法面等復旧工事に係る経費、並びに仙南クリーンセンター外壁等復旧工事、2項保健衛生施設等災害復旧費では、あぶくま斎苑調整池付近法面等復旧工事に係る経費となっております。

また、翌年度繰越額といたしまして、仙南クリーンセンター燃焼ガス冷却設備復旧工事費119万円を令和4年度へ明許繰越してございます。

歳出合計としまして、支出済額が、47億2,224万3,871円、翌年度繰越額が119万円、不用額が9,840万4,979円、執行率は97.93%でございます。

続きまして76ページをお願いします。76ページは一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額48億5,473万1,000円、歳出総額47億2,224万4,000円、歳入歳出差引額1億3,248万7,000円。翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額9万9,000円、実質収支額は1億3,238万8,000円。このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、9,860万円で、差引3,378万8,000円を令和4年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、仙南芸術文化センター特別会計の決算でございます。78、79ページをお願いいたします。

歳入合計では、収入済額1億7,223万3,290円、予算現額と比較いたしますと、47万290円の増となっております。収入の内訳ですが、4款繰入金1項一般会計繰入金が1億2,469万円、7款組合債2,070万円、8款国庫支出金1,009万3,000円が主な収入となっております。

続きまして、80、81 ページをお願いいたします。歳出決算となります。

1 款仙南芸術文化センター費は、支出済額が 1 億 5,576 万 4,389 円、人件費及び舞台機構更新工事を含む維持補修費並びに実行委員会負担金が主な支出となっております。

2 款公債費は、支出済額が 99 万 8,118 円で、令和 2 年度に借り入れいたしました組合債の元利金償還額でございます。

次に、98 ページをお願いいたします。特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1 億 7,223 万 3,000 円、歳出総額 1 億 5,676 万 2,000 円、歳入歳出差引額 1,547 万 1,000 円。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額でございます。

このうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による、基金繰入額は 1,200 万円で、差引 347 万 1,000 円を令和 4 年度に繰り越すものでございます。

以上で、第 8 号議案及び第 9 号議案の詳細説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、監査委員から審査に関する意見の開陳を求めます。

佐藤代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤長壽郎君） それでは、決算審査に対する意見を申し上げます。

詳細につきましては、ただ今、会計管理者から御説明がありましたので割愛させていただきます。

審査は、令和 3 年度一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び関係書類等の提出を求めまして、8 月 24 日から 31 日までの期間で、延べ 4 日間、齋藤委員と実施いたしました。

審査の結果、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠しており、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数は誤りのないものと認めました。

また、各基金の運用状況につきましても、関係帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

以上、報告いたします。

○議長（小川正人君） 監査委員の審査に関する意見の開陳は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 8 号議案、令和 3 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり認定されました。

続いて、第9号議案、令和3年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり認定されました。

---

日程第7 第10号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算  
(第2号)

第11号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第1号)

○議長(小川正人君) 日程第7、第10号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第2号及び第11号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第1号を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 第10号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第2号及び第11号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第1号の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、一般会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,916万3,000円を追加し、予算の総額を46億6,048万8,000円とするとともに、あぶくま斎苑改良事業及び消防施設整備事業につきまして、宮城県との起債の協議を行いました結果、適債性が認められたことから、地方債の追加及び変更の補正を行うものであります。

歳入歳出補正予算の概要であります。前年度繰越金を追加するとともに、適債性が認められた事業費について、予算の組み替えや財源更正などを行うものであります。

次に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,255万6,000円を追加し、予算の総額を2億6,545万9,000円とするとともに、文化センター機能維持修繕計画に基づく平土間ホール舞台照明設備更新工事に係る債務負担行為を設定しようとするものであります。

歳入歳出補正予算の概要であります。一般会計と同様に前年度繰越金を追加するほか、文化庁から補助採択のありました文化芸術振興費補助金などに係る予算を追加するものであります。

なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、第10号議案及び第11号議案の詳細説明を申し上げます。

補正予算書を御用意願います。

補正予算書1ページをお開き願います。

はじめに、第10号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第2号でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,916万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を46億6,048万8,000円といたそうとするものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

はじめに、1の追加でございますが、今回、宮城県との起債協議によりまして、適債性が認められました、あぶくま斎苑の改良事業に係る地方債を、記載のとおり定めるものでございます。

次に、2の変更では、こちらも適債性が認められました消防施設整備事業につきまして補正前の限度額に、1,580万円を追加し、補正後の限度額を6,070万円に変更いたすものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

続きまして、歳入歳出予算の詳細について御説明申し上げます。

はじめに、歳入予算から御説明を申し上げます。予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

上段、6款1項基金繰入金では、1,580万円を減額としております。

これは、総務費と消防費で実施しております、庁舎排水管等改修工事におきまして、適債性が認められ、外部財源の確保が図られましたことから、財政調整のため基金繰入金を減額とするものでございます。

次に、下段、7款1項繰越金では、令和3年度決算における繰越金1,104万8,000円を増額としております。

なお、この繰越金の中には、歳出予算における積立金や、市町負担金返還金の財源が一部含まれているところでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

上段、8款2項雑入では、41万5,000円を追加いたしてしております。

これにつきましては、後ほど歳出予算のところでも御説明申し上げますが、令和3年度における農林業系廃棄物焼却量の搬入量の実績確定に伴い、負担金の精算を図りましたところ、負担割合が増加となりました白石市より、業務によった過年度の経費を御負担いただくものでございます。

次に下段、9款1項組合債では、2,350万円を追加いたしております。

先ほど、第2表地方債補正のところでも御説明申し上げましたが、適債性が認められました消防施設整備事業に係る起債といたしまして、1目消防債に1,580万円、さらに3目衛生債に、あぶくま斎苑改良事業に係る起債といたしまして770万円を、それぞれ追加いたすものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明を申し上げます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

上段、2款1項2目総務管理費におきまして、470万2,000円を減額としております。

まず、2目14節工事請負費では497万3,000円を減額とするものでございます。

当初、消防費と事業費を折半しておりましたが、消防部分の事業費に対し適債性が大きく認められましたことから、事業費割合を、消防費分を7割、総務費分を3割として事業費の組み替えをするものでございます。

なお財源につきましては、全額財政調整基金での対応としておりますので、歳入6款1項基金繰入金の企画財政課分を同額、減額とするものでございます。

次に、24節積立金では、27万1,000円を増額とするものでございます。

こちらは令和3年度内に、各基金へ積み立てできず繰り越したことから、その繰越金を財源といたしまして、それぞれ基金へ積み立ていたすものでございます。

次に、表の下段、4款1項保健衛生費では、補正額はゼロでございますが、あぶくま斎苑に係る建築物等改良工事につきまして、財源更正を行っております。地方債に770万円を追加したことから、一般財源を同額、減額いたしております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

上段、4款2項清掃費では、251万6,000円を増額としております。

歳入8款、雑入のところでも御説明申し上げましたが、令和3年度の農林業系廃棄物焼却処理事業に係る実績精算によりまして、負担割合が減となりました角田市及び蔵王町に過大となりました市町負担金を返還するものでございます。

次に、下段、5款1項消防費では、497万3,000円を増額としております。

記載の工事に係る事業費割合の見直しにより、消防費の工事費を増額とするほか、財源更正といたしまして、地方債を1,580万円追加し、財政調整基金を1,082万7,000円減額とするものでございます。

なお、歳入予算の6款繰入金、9款組合債に増額計上をいたしております。

16ページ、17ページをお願いします。

上段、6款3項圏域文化振興費は、11万9,000円を追加いたしております。

これは、ふるさと市町村圏基金事業として実施しましたAZ9ジュニア・アクターズ養成事業に係る決算剰余金を、当該基金に積み戻しするものでございます。

最後に、下段、8款1項予備費でございます。

歳入歳出の調整といたしまして、1,625万7,000円を増額とするものでございます。

なお今回、補正額が大きかった、あぶくま斎苑につきましては、次の12月補正予算において、改めて調整を図ってまいりたいと考えております。

以上が、一般会計補正予算となります。

続きまして、補正予算書21ページをお開き願います。第11号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第1号でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,255万6,000円を追加し、予算の総額を2億6,545万9,000円といたそうとするものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、22ページ、23ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算の詳細について御説明申し上げます。24ページをお願いします。

第2表といたしまして、債務負担行為を設定するものでございます。

仙南芸術文化センター機能維持修繕計画に基づき、平土間ホール舞台照明設備更新工事を実施するものでございます。利用者の利便性を図る関係から、現場での作業期間を迅速かつ円滑に行うため、事業の事前準備を図る必要がございますことから、令和4年度中に契約をするものであり、今年度にあっては、ゼロ債務とするものでございます。

なお、債務負担行為設定に係る事項、期間及び限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出予算の詳細について御説明申し上げます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

はじめに歳入予算から、御説明申し上げます。

表の上段、5款1項繰越金では、令和3年度決算における繰越金197万1,000円を増額とするものでございます。

次に、下段、8款1項国庫補助金では、文化芸術振興費補助金といたしまして、1,058万5,000円を追加するものでございます。

これは、仙南芸術文化センター実行委員会で実施いたします、音楽、演劇、舞踊など、地域の文化芸術資源を活用した文化事業の一部が、文化庁の補助事業として採択を受けたことによるものでございます。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。30ページ、31ページをお願いいたします。

上段、1款1項1目18節負担金、補助及び交付金におきまして、実行委員会負担金を1,058万5,000円増額としております。

先ほど御説明申し上げました、文化庁からの補助金全額を充当するものでございます。

次に、下段、3款1項予備費では、歳入歳出の調整といたしまして、197万1,000円増額とするもので、歳入5款繰越金の補正額をそのまま予備費に計上いたすものでございます。

以上が、仙南芸術文化センター特別会計補正予算でございます。

以上で、第10号議案、第11号議案の詳細説明を終わります。

よろしく、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第10号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第10号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて第11号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第11号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第258回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。御苦労様でした。

午前10時52分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。  
令和4年10月31日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 小川 正人

署名議員 岡崎 隆

署名議員 大坂 三男